

○対馬市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年9月29日
告示第46号

別表(第4条関係)

種目	対象者	性能	耐用年数	基準単価
特殊寝台	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 ・ 難病患者で寝たきり状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	154,000円
特殊マット	・ 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する者 ・ 下肢、体幹機能障害2級以上又は重度知的障害児 ・ 難病患者で寝たきり状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	19,600円
特殊尿器	・ 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する者 ・ 重度の知的障害者 ・ 難病患者で自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に当たって家族等の他人の介助を要する者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年	82,400円
体位変換器	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上で下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者 ・ 難病患者で寝たきり状態にある者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	15,000円
移動用リフト	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 ・ 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	33,100円
訓練用ベット	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者(児のみ) ・ 難病患者で下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年	159,200円
入浴補助用具	・ 下肢又は体幹機能障害4級以上で入浴に介助を必要とする者 ・ 難病患者で入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	90,000円
便器	・ 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 ・ 難病患者で常時介助を要する者	障害者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	8年	便器 4,450円 手すり 5,400円 (手すり含む。)9,850円
特殊便器	・ 上肢障害2級以上の者及び重度の知的障害者 ・ 難病患者で上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。(普通のウォシュレット可)	8年	151,200円

歩行補助つえ (T字状・棒状の杖) (※盲人用は補装具対象)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 障害で必要と認められる者	つえ 主体が木材(十分な強度を有するもの) 外装がニス塗装 (夜光材付きとした場合は、410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとする。 価格は1本当たりの価格 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとする。)	3年	2,310円
		主体が軽金属 外装が塗装なし (夜光材付きとした場合は、410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとする。 価格は1本当たりの価格 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとする。)	3年	3,150円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能 障害4級以上で家庭内の移動等において 介助を必要とする者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	60,000円
頭部保護帽	知的障害児又は身体障害者(肢体不自由)で、障害の程度が重度又は最重度であるもので、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者(オーダーメイド型は、医師の意見書が必要)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。(標準型(既製品))(オーダーメイド型) A スポンジ、革を主材料に製作したもの。 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作したもの。	3年	標準型 12,525円 オーダーメイド型(A15,656円B37,853円)
火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は判定がAの療育手帳所持者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500円
自動消火器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は判定がAの療育手帳所持者であって火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700円
電磁調理器	・視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ・重度の知的障害者で家族が日中仕事でいない世帯	障害者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000円

歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の者	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の者で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	10年	87,400円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500円
ネブライザー(吸入器)	- 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者(なお、医師の意見書があれば肢体2級以上、音声障害も対象) - 難病患者で呼吸器機能に障害のある者	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000円
電気式たん吸引器	- 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者なお、医師の意見書があれば肢体2級以上、音声障害も対象 - 難病患者で呼吸器機能に障害のある者	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000円
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000円
盲人用体重計	視覚障害2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000円
携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800円
情報・通信支援用具	上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の者(現行、障害者情報バリアフリー化支援事業)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	—	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	383,500円
点字器	視覚障害を有する者で必要と認められる者	標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製(付属品 点筆) B 32マス18行、両面プラスチック製(付属品 点筆)	7年	標準型(A10,712円B6,798円)
		携帯型 A 32マス4行、片面書アルミニウム製(付属品 点筆)	5年	携帯用(A7,416円B1,700円)

		B 32マス12行、片面書プラスチック製(付属品 点筆)		
点字タイプライター	視覚障害2級以上で本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者	障害者が容易に使用し得るもの。	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式(Digital Accessible Information Systemデジタル音声システム)による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者が容易に使用し得るもの。 又は ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	①85,000円 ②35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に掲載された、当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる学齢児以上の者(3級以下は、医師の意見書があれば可)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8年	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上の者(なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	障害者が容易に使用し得るもの。	10年	13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの。	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者が容易に使用し得るもの。(取付工事費等、機器の設置に当たって派生的に発生する周辺経費は、原則自己負担)	6年	88,900円
人工咽頭	音声、言語機能障害を有し必要と認められる者	笛式 吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。(付属品 気管カニューレ)	4年	笛式 5,150円
		電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	電動式 72,203円
福祉電話(貸与)	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの。	—	83,300円

ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの。	—	7,700円
視覚障害者用ワードプロセッサ(貸与)(共同利用)	視覚障害を有する者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの。	—	—
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害を有する者	点字により作成された図書。	—	—
ストマ装具	・ストマ造設者 ・高度の排便機能障害、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な者 ・高度の排尿機能障害を有する者(※ストマ装具については、施設入所者、入院中の者も含む。また、紙おむつ等については、医師の意見書が必要)	①蓄便袋(低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋) ②蓄尿袋(低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの) ③紙おむつ		①月額8,858円 ②月額11,639円 ③月額12,000円 (①については1箇所当たり)
収尿器	高度の排尿機能障害を有する者	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置がついているもの。 女性用 普通型(耐久性ゴム製採尿袋を有するもの) 簡易型(ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの。)	1年	男性用 普通型 7,931円 簡易型 5,871円 女性用 普通型 8,755円 簡易型 6,077円
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	難病患者で人工呼吸器の装着が必要な者(在宅に限る。)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者が容易に使用し得るもの。	5年	157,500円